

令和5年8月4日
高知県庁土木政策課

地域点数における障害者雇用の加点について

地域点数における障害者雇用の加点については、これまで障害者手帳(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に定める障害者(以下、「障害者」という)であることの確認)と賃金台帳等(在籍の確認)を、職員が審査会場で確認し、要件を満たしている場合に、地域点数に加点しておりました。

このことについて、令和5年10月から入札参加資格申請を電子化することから、個人情報記載された資料の添付を避けるため、上記の書類による確認をやめ、企業規模にかかわらず、一律、労働局が受付をした障害者雇用状況報告書にて確認する方向で検討しておりました。

しかし、労働局と話し合いを進めたところ、報告義務のない事業者(常用雇用労働者数43.5人未満)について、受付をすることは出来ないとの回答があったため、当初予定していた方法で確認することが出来なくなりました。

つきましては、下記のとおり、障害者雇用の確認書類についてまとめましたので、該当する事業者におかれましては、申請に向けて該当書類を準備していただければと思います。

- ・ 常用雇用労働者数43.5人未満の事業者 → 障害者を雇用している旨を誓約(別紙参照)
- ・ 常用雇用労働者数43.5人以上の事業者 → 労働局が受付した障害者雇用状況報告書

なお、必要に応じて、障害者手帳等の必要書類の提出等を依頼することがありますので、これに応じることについても誓約していただきます。

※ 労働局への報告義務がある事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)については、誓約書で
の加点は認めませんので、労働局が受付した障害者雇用状況報告書を提出してください。